

# 平成31年4月定例総会

平成31年4月4日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

# 平成31年度第1回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年4月4日(木) 午後3時から4時15分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (2人)

1番	池田 克彦
2番	西村 芳秀

5. 議事日程

議案第1号	農地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について
議案第2号	農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第4号	農地法第5条の申請に係る意見の審議について
議案第5号	非農地証明の審議について
議案第6号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係	岡林 貴也

## 会議の概要

- 議長  
(中山会長) それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、4月定例総会を開催いたします。
- この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。  
池田君と西村さんが欠席ということになっております。よろしくお願いいたします。
- それでは、議事に移ります。本日の議題は、  
議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について  
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可の審議について  
議案第4号 農地法5条の申請に係る意見の審議について  
議案第5号 非農地証明の審議について  
議案第6号 その件について  
の審議についてお願いいたします。
- なお、本日の議事録署名人として  
2番 岡崎 委員  
4番 橘 委員 の2名を指名いたします。
- 議長  
(中山会長) 最初に 議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について 担当者の説明を求めます。
- 事務局  
(中山) それでは、議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約についてご報告いたします。議案書は2ページと3ページをお願いします。  
地区は宗呂で、賃借人それぞれ氏名住所については議案書のとおりとなっております。土地の所在は記載のとおり、地目は登記現況とも田、面積は765㎡の1筆となっております。双方合意のもと、平成31年3月1日解約になった旨、3月14日に農業委員会に届出がありました。3ページが土地の位置図となっております。  
合意解約の理由としましては、農作業の効率化を考え、地区内の農業者と協議した結果、双方の経営農地を交換することで、経営農地の集約が図られることから、地権者の合意を得た上で解約となりました。  
本件についての報告は以上です。
- 議長 担当者より説明がありましたらお願いします。
- 岡崎委員 はい、事務局の説明のとおりですけど、昨年の6月に利用権の設定をしたばかりですけど、地元の耕作者と農地の集積のために、交換ということで3ページを

見ていただいたら、対象農地とありますよね、その下に1,2,3,4,・・・8筆作りますけど、その方が今後作ってくれるという形で、集積するようになってます。その人の作りよる農地を〇〇君の方に作ってもらうと、その作ってもらう田んぼがその右側の方にあります、真ん中ほどですけど、ちょっと番号は分かりませんが、色の囲っている四角い田んぼがありますけど、そこ1筆だけですので、その隣が〇〇君の作っている田んぼですので、そこと交換ということで、よろしく願います。

まあ、農地の集約化のために、地元の農業者と交換ということです。よろしく願います。

議長

質問があれば、ありませんか。

報告事項ですので、質問がなければ、次の議案に進みたいと思います。よろしいですか。

それでは、次に 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について 申請番号30-033・034についての担当者の説明を求めます。

事務局  
(岡林)

はい、議案書4ページをお開きください。

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、30-033及び034について、ご説明します。

借受人は平成28年10月まで高知県立農業育成センター、平成29年から平成30年6月まで指導農業士の〇〇さん、平成30年7月から平成31年6月まで指導農業士の〇〇さんの下で研修を受けており、6月末で研修が終了となります。研修終了後、JAのレンタルハウスを建て、就農を行うとのことで、利用権の設定を行いたいとのことです。

借受人、地区浦尻、氏名、年齢、住所は記載のとおりです。

認定所在地は記載のとおりで、地目は田、面積は2筆合計で2,659㎡、作物はキュウリを行う予定です。始期につきましては、2019年4月11日、終期は2035年4月10日までとなっております。

賃料等については、10a当りの賃料60,000円で口座振込となります。

借受人の農業経営の状況については、現在研修中ですので農作業従事日数雇用労働力、所有する農機具等はありません。

5ページに航空写真、現況写真を貼付しております。

以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件等の抵触もなく、要件を満たしていると考えますが、よろしくご審議のほど願います。以上です。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば願います。

橘委員      うちのハウスの北側になります。道を挟んで北側に〇〇さんが、今〇〇さんのところで研修していますが、キュウリも2年ほどやっておりますので大丈夫と思います。よろしくをお願いします。

議長      以上で説明が終わりました。  
これより質疑に移ります。質問のある方は挙手のうえ、指名を受けてから質問をお願いします。

山本委員    はい、世帯員のところ2になっているんですが、経営をするのは、農業をするのは1人で農業をするんですか。それとも夫婦でするんですか。

事務局      夫婦ですが、農業をするのは1人です。

議長      他にありませんか。  
無いようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。推進委員より本件についての異議はございませんか。

推進委員    異議なし

議長      無いようですので、採決に移ります。  
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について  
申請番号30-033・034を、お諮りします。議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。よって本件は可決と致します。

それでは、次に 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について 申請番号30-035~037について担当者の説明を求めます。

事務局  
(岡林)      議案書6ページをお開きください。  
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号30-035~037について、ご説明します。  
借受人、地区貝ノ川、氏名、住所は記載のとおりです。  
認定所在地は記載のとおり、地目は田、面積は4筆合計で1,218㎡、作物は、貝ノ川中川原1388番4号で山菜(イタドリ)を予定しています。始期につきましては、2019年4月11日、終期は2024年4月10日までとなっております。  
賃料等については、使用貸借のため、賃料は発生しておりません。  
その他の3筆では、果樹(シークワーサー)を行う予定です。始期につきましては、2019年4月11日、終期は2034年4月10日までとなっております。

賃料等については、使用貸借のため、賃料は発生しておりません。

借受人の農業経営の状況については、氏名の所に記載されていますが、今回借り受ける農地は、集落活動センター下川口家で、山菜・果樹を栽培するものです。集落活動センター下川口家は任意の団体になり、法人格を持っていませんので、組織として借り受けることができませんので、今回代表者の方が借受けされております。

7・8ページに航空写真、現況写真を貼付しております。

以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の抵触もなく、要件を満たしていると考えますが、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長 えー、担当者、補足説明がありましたらお願いします。

岡崎委員 はい、事務局の説明のとおりです。耕作放棄地を竹を刈って耕してくれると言うことで、本当にありがたく思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は挙手の上、指名を受けてから質問をお願いします。

山本委員 イタドリを、耕作放棄地を耕して、山菜を植えて商品化するのは、すごく良いことだと思います。この、イタドリを加工するに当たって、どういう形で販売するんですか。塩漬けとかしちよって真空パックとか？

事務局 (岡田) 集落活動センター下川口家をご存知やと思いますが、申請地の7ページにありますが、1388-4のその下側、川側ですよ、去年、皆さんにコスモスプロジェクトで協力していただいて、現在、鳥獣被害の防止の柵もかまえて、まず、そこでイタドリの栽培を行う予定としております。8ページの写真を見てもらえば囲っているところが見えると思います。左側上の写真のマルチをしたような黒い部分が見えてますが、ここでイタドリをしますが、現在のところ加工のところは、下川口、旧下川口保育園で対応するとなっておりますが、どんな加工をするかは、まだ具体的には決まっていない状況ですが、生でまず出す。そして、今後は加工もして行きたい、というような感じで進んで行くと思います。で、その隣の、今回申請の農地も合わせて山菜を植えてですね、直販所との連携を図って行きたいということを言っております。

山本委員 とても良い事だと思います。山菜は生でおくのは日持ちがしないので、塩漬けとか、冷凍とか、色々工夫して地域を活性化していけたら良いと思います。

議長 その他にありませんか。

上野委員 竹を刈ったところは根っこは取るがですか。

事務局  
(岡田) 伐根する予定となっております。8ページの下の写真をご覧ください。若干竹が残っている部分があると思いますが、ここも地権者の同意を得て、今後、刈り取りの予定と聞いております。ここだけ残っているのもかっこが悪いということで、区長さんが地権者さんと交渉していただきました。全部刈り終わった後で、やっぱり根起こしをせんといかんという事で、伐根作業は行うと聞いております。

議長 いいですかね。その他ないですかね。

委員 なし。ありません。

議長 無いようですので、農地利用最適化推進委員の意見聴取を行います。推進委員より本件に対する異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 無いようですので、これで採決に移ります。  
議案第2号(利用権の設定)の審議について  
申請番号30-035~037をお諮りします。議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

それでは次に、議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について 申請番号30-038について担当者の説明を求めます。

事務局  
(岡林) はい、議案書9ページをお開きください。  
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について、申請番号30-038についてご説明します。  
借受人は、平成31年から新たに就農を開始したいので、利用権の設定を行いたいとのことです。  
借受人、地区下ノ加江、氏名、年齢、住所は記載のとおりです。  
認定所在地は記載のとおり、地目は田、面積は3筆合計で4,908㎡、作物はショウガを行う予定です。始期につきましては、2019年4月11日、終期は2024年4月10日までとなっております。  
賃料等については、10a当りの賃料10,000円で現金での支払いとなります。  
借受人の農業経営の状況については、両親も農業をしていますが、借受人と別経営で行うとのことで、農業従事者は本人1人です。現時点では農作業従事

日数、所有する農機具等はありません。就農後は雇用労働力として延べ86人日雇用する予定です。

10、11ページに航空写真、現況写真を貼付しております。

以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件等の抵触もなく、要件を満たしていると考えますが、よろしくご審議のほど、お願いします。以上です。

議長 担当職員の説明が終わりました。補足説明があればお願いします。

横山委員 僕もこの資料がくるまで、全然、〇〇君のが知らなかったがです。  
というが、去年ですかね、農協に入ったばかりで、機械担当をやりようという事で、けんど、最近ちょこちょこ家の前で見ると、ありゃあ、どうしたかやろうか、農協辞めたかやろうかと、思いよったらこの資料がきたがですけど、まあお父さんも大規模な農家であることやし、また、若い子がこうしてショウガ作りに挑戦するという事は、結構なことやと思います。

議長 以上ですか。

横山委員 はい。

議長 説明が終わりした。質疑のある方はどうぞ。挙手の上、お願いします。

山本委員 ショウガは、その、息子と同級生なので話は聞いていたんですけど、ハウスショウガじゃなくて露地ショウガ一本でいくがですか。

事務局 はい、事務局。

(岡田) はい、すみません、11ページをご覧ください。場所がですね、市野瀬の公会堂の裏手で、旧伊豆田峠へ上がる所の左側になります。露地ショウガ一本でやる予定で、ビニールがめくれている部分があるんですけど、風で。土壌消毒を写真を撮りに行ったときに行っていました。

ただですね、山から下りてくる水があってですね、ショウガは水が大敵なのでその部分の心配を振興センターとしたところもあります。対応としましては、水際をけっこう掘って、雨対策というか、水、排水対策をせんといかんね、ということやったがですけど、まあ、何分まだ機械も持ってない、という部分もありまして、お父さんの力を借りながらやっているような状態でありました。見に行った時は露地でやっていくという意味は持っています。

議長 他にありませんか。

- 橘委員 全部露地ショウガを作るのが素人で、私も知っちゃうがですけど、親も子も、指導に来る人がおるがやろうか。
- 事務局  
(岡田) はい、事務局から、橘委員の仰るとおり、僕もそれを心配して確認しました。それで、振興センターといっしょに新しい係長である出口と行ったがですけど、初めて栽培することであるのと、農協に卸すがじゃなくて、前川との販売。だから、あとで種芋というか、種の部分はお返すする、様な形で進んで行きたいということながですけど、指導も前川のなんか、指導マニュアルみたいなものがあるがですけど、それに従ってやるがですけど、農協の指導員もそこに入れてくれて、振興センターも入りながら、助けて、まあ、若い農業士ですので育成して行きたいというところありますが、ただ、うまく行く様には手助けするがですけど、1人では…。
- 橘委員 なかなか1人では、面積が大きいやか、もうちょっと少なかったら、その…。  
水害、水が一番怖いけん。全部がなしになってしまうけん、そんで、来年度の種も自分でかこうてやるように、うちの主人が30年ばあ前に作りよったがやけど露地で、ショウガを何反も、2丁ばあ作りよったがやけど、そのう、前川で買うて、種も買うてしよったら、なかなか、採算というか、それが、今良い状態やけんど、風水害それこそね、浸かったら一発で終わりやけんね。霜が降りたら終わりやけん。それまでに人夫も集めて引いてしまわないかん。そこらへんを心配しようがやけんど。
- 事務局  
(岡田) そのう、僕も、計画も入ったり、入らんかったりしたがですど、確かに人を雇わないかん。
- 橘委員 契約栽培というわけじゃあないんですか。〇〇さんとかいろんな所で作ってもらいようやんか。そんな人が指導に来て、簡単なマニュアルだけは教えてするがでは無いがやね。もう指導員だけながやね。
- 事務局  
(岡田) えーと、マニュアルはあるがやけんど、指導員の指導を得ながらという形ですな。あの、農協の〇〇指導員が結構、あの一緒に農協に居った関係で一生懸命入ってくれようがですけど、一緒に勉強しながらやりようがですけど、確かに橘委員が言うたように、水の心配は僕も圃場を見たときにあるがと、人手が足りのかなと、家族だけじゃ多分、就労力が足りなくなるので。
- 橘委員 まあ、市野瀬のここら辺の土地は良いとこやって言うけど、水があれよね。
- 事務局  
(岡田) 谷から来る水が、ちょっと心配なんで、そこは、ちょっと掘らんといかんなど。だから、一反の圃場を溝をきらなあかんけん、一反丸々は使えん。というような形になると思います。

- 橘委員 まあ、やってみんと分からなねえ。
- 横山委員 あそこ辺りはね、以前耕作しよったところは、皆やめてしもうて荒れしもうちよつたろ、あそこ、と思うがやけど、まあ、確かに皆さん言われるとおり、心配はあるろうと思うがですけど、まあ、若い子がそういう思いを持ってやる中では、そこそこの計画も立ちょうし、お父さんも、農業大規模にしようことやけん、大丈夫じゃあないかと思いたすがね。
- 山本委員 私も、もし自分の息子やったらと考えよつたがですけど、露地のショウガというのは露地の中でも、すごい難しい品目で、うちも一度作ったことがあるがですが、なかなか元が掛かるがですよ、ショウガの種代が高いし、自分の息子やったら、こんなに広くは絶対にさせないと思うし、お父さんがハウスなので全然違う品目なので、一からのスタートやけん、うちも息子がネギをして、そのときナバナやラッキョウは、ちょっとでもいかなったら、こうしたら直るといのが知識として分かるがですけど、品目が変わると素人ながですよ、農家って、まあ、すごい心配があつて、うちの子やったら、半分にしたらつて言うがですけど、本人が本当にやる気があつて勉強してもいくと思うし、色んなところ視察に行ったりとか、ぜひ、がんばつて成功してほしいし、市の方からは色んなところを見に行くように、土佐市とか色々見に行つて伝授してもらえるように伝えてください。
- 事務局 (岡田) 実は、振興センターの方も面積の心配をしていました。ただ、そのう〇〇君の所に行つて、半分から始めてみませんか。と相談したこともあるがですけど、採算のことを考えると最低面積はこれや。ということが家族の話の中で出てきて、まあ、この面積を利用権設定したいという思いは強く持つてました。  
で、市の方としましても、実は、本人が個人的にです、ショウガ農家にバイトとして入つたことがあるそうです。なお、市としましても、そういう機会を設けてですね、指導員と共に協力して行きたいと思いたす。
- 議長 その他ありませんか。
- 横山委員 色々意見は出てますが、その中でもやはり、そうした若い子が農業を目指すことについて、役所なりが、一生懸命フォローしちやつて、ぜひ、成功させていただきたいと思いたす。
- 議長 事務局、えいですかね。
- 事務局 色々、クリアせんといかんことありますが、できるだけ協力します。
- 議長 他にありませんか。無いようです、農地利用最適化推進委員の意見聴取

を行います。推進委員より本件に対する異議はございませんか。

推進委員

異議なし

議長

無いようですので、これで採決に移ります。

議案第2号農用地利用推進計画(利用権の設定)の審議について  
申請番号30-038をお諮りします。議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可の審議について  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

それでは、議案第3号 農地法第3条の規定に基づく農地法の審議について、  
申請番号順に2件を一括してご説明いたします。

まずは、申請番号5番について、議案書は12ページから15ページをお願い  
します。

申請者のうち、譲渡人の住所氏名は記載のとおり、年齢は63歳、職業は医師、  
譲受人の住所氏名は記載のとおり、年齢は60歳の兼業農家です。贈与による  
所有権の移転です。地区担当委員は横山委員です。

土地の所在は記載のとおりで2筆あり、それぞれ登記簿地目、現況地目ともに  
田です。面積が1,769㎡と2,056㎡合わせて3,825㎡となっております。譲受  
人の耕作状況として、田2,837㎡、畑1,079㎡を利用しており、本申請の面積、  
3,825㎡を合わせると、7,741㎡となります。譲受人の農作業従事日数は245  
日、農機具の保有台数は、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、コンバイン1  
台、軽トラック1台となっております。

13ページの位置図をご確認ください。申請地は、長野の水田地帯にあります。  
右の航空写真に申請地の区画を示しております。続いて14ページは現況の写真  
です。それぞれ、裏作のブロックリーが作付けされておりました。

15ページの調査書をご覧ください。農地法第3条の規定による所有権の移転  
について許可相当とする判断理由としまして、農地法第3条第2項の各号の規定  
に該当するかどうかですが、全部効率利用については、譲受人の経営農地は全  
て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から  
みて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ  
ますので、該当しない。信託については、本件は信託ではありませんので、該当  
しない。農作業常時従事については、譲受人は経営農地及び本件により権利を  
取得する農地について、必要な農作業に従事するものと見込まれるため該当し  
ない。下限面積については、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、本市の下

限面積を超えますので該当しない。転貸については、申請地は譲渡人の所有農地であり、転貸にはあたりませんので該当しない。地域調和については、取得する農地の周辺は稲作が行われており、譲受人も同様に稲作を行う予定ですので、本件の権利取得により近隣農地に支障は生じないものと考えられるため該当しません。

以上、本申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続きまして、申請番号6番、議案書は16ページから18ページです。

申請者のうち、譲渡人につきましては、申請番号5番の先ほどの譲渡人と同一人物です。譲受人の住所氏名は議案書に記載のとおりで、年齢が79歳、職業は農業です。贈与による所有権の移転です。地区担当委員は横山委員です。

土地の所在は記載のとおり、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は1,008㎡となっております。譲受人の耕作状況として、田3,675㎡、畑2,537㎡を利用しており、本申請の1,008㎡を合わせると、7,220㎡となります。譲受人の農作業従事日数は300日、農機具の保有台数はトラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台となっております。

17ページの位置図をご確認ください。右の航空写真に区画を示しております。続いて18ページは現況の写真です。現地は粟やシキビ、万両が植えられており、これまでも草刈等、定期的に手入れされているように見受けられます。

19ページの調査書をご覧ください。農地法第3条の規定による所有権移転について許可相当とする判断理由としまして、農地法第3条第2項の各号の規定に該当するかどうかですが、全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当しない。

信託については本件は信託ではありませんので該当しない。

農作業常時従事については、譲受人は、経営農地及び本件により権利を取得する農地について、必要な農作業に従事するものと見込まれるため、該当しない。

下限面積については、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、本市の下限面積を超えますので該当しない。

転貸については、申請地は譲渡人の所有農地であり、転貸にはあたりませんので該当しない。

地域調和については、当該地の周囲は農地として使用されておらず、近隣で一部畑作が行われている程度であり、申請地はこれまでは粟、シキビなどを植えて草刈等の手入れも定期的に行われてきました。権利取得後もこれまでどおり、土地の管理を行いながら栽培を続ける予定のため、本件の権利取得により近隣農地に支障は生じないものと考えられるため、該当しません。

以上、本申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、農地法第3条の規定に基づく許可について、申請番号5番と6番のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 以上で説明が終わりました。地区担当委員より、補足説明がありましたら、申し上げます。

横山委員 はい、申請番号5番6番について説明いたします。先ほど事務局の方からも説明はありましたが、ちょうど3月の27日ですか、〇〇さんのお家へ行きまして、いろいろ現地の確認もいたしました。それから、〇〇君のところへは、よう行きませんでした。両人とも農業を一生懸命やっておるので、今まで以上に農地の利活用がまっとできるがじゃないろうかと、思っております。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は挙手の上、指名を受けてから申し上げます。  
この場合、申請番号5番の方から申し上げます。

何かありませんか。

ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。推進委員より本件に対して異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 異議がないようですので、採決に移ります。  
議案第3号 農地法第3条に規定による許可の審議についてをお諮りします。  
議案のとおり承認する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。よって、本件は可決といたします。

続いて、申請番号6番の審議に移ります。質疑のある方おられませんか。

ないようですので、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。  
推進委員より本件に対して異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 異議がないようですので、採決に移ります。  
議案第3号 農地法第3条に規定による許可の審議についてをお諮りします。

議案のとおり承認する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。よって、本件は可決いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について  
事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

それでは、議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について、ご説明いたします。議案書の20～23ページをお願いします。

申請番号が抜けていますが、申請番号3番ですので追記をお願いします。

譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。事由は所有権移転で、中山会長と共に先月現地確認を行いました。

土地は2筆、所在地番は記載のとおりで、登記地目は雑種地、現況は畑で、面積は113㎡と113㎡合わせて226㎡です。対価は2筆で650,000円となっております。

転用の目的は、太陽光発電施設の設置、権利を設定する理由としましては、譲渡人は申請地から遠方に住んでおり農地としての管理が難しい状況にあるため、その有効活用方法を検討したところ、太陽光発電施設用地に提供することとし、事業者はクリーンエネルギーを供給するため事業を計画したとのことです。

資金は自己資金により設置、参考事項として、土地造成は行わず、安全対策のため敷地周囲にフェンスを設置します。雨水は自然浸透させるものとし、生活排水等は発生しません。敷地への侵入は西側の公衆用道路より行います。

議案書21ページを見ていただきますと、申請地は区長場付近から南の海岸の方へ下がったところに位置しております。右の航空写真には土地の区画を示しております。

22ページには、現況写真を貼付しております。現在は耕作されておりませんが、最近まで何かを作っていたような跡が見られました。

申請地の登記地目は雑種地となっておりますので、本来であれば、転用許可を必要としない土地であります。この度の申請では、法務局において、所有権移転を行う際、登記官により現況確認がなされ、現況が農地様であったことから、農業委員会の許可が必要ではないかとの判断がありました。農地法においても、農地か否かは現況により判断することとなっておりますので、事務局と中山会長とで現地確認をしましたところ、最近まで耕作されていた様子が見受けられ、農地でないという判断をするには不十分でしたので、所有権移転を伴う農地からの転用ということで、農地法5条の申請となりました。

23ページの意見書(案)について、ご説明いたします。

譲渡人および譲受人の住所氏名は記載のとおりです。申請に係る土地の詳細は先ほどご説明したとおりです。事業の工事計画については、許可後に着工し、本年9月30日に完了予定です。

農地の区分は、甲種、第1種、第3種のいずれにも該当しない、第2種農地と判

断しました。

農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、農地の区分と転用目的については、周辺に第3種農地を含む代替農地はないため適当、資力・信用については自己資金について残高照明にて確認しておりますので適当、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。申請に係る用途に遅延なく供することの確実性については、計画に無理はなく、関係機関との協議も整っておりますので適当、行政庁の許認可等については、経産省により発電事業計画の認定済みとなっておりますので適当、計画面積については公図、その他の資料により妥当と判断しますので適当、宅地の造成のみではありませんので該当なし、周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣接農地の所有者から同意をとっており、日照及び排水についての影響はないと判断します。それから、一時転用ではありませんので適当、としております。

申請地については、都市計画区域内、農業振興地域外の農地となっております。以上本申請に係る転用を行うための所有権移転を、土佐清水市農業委員会として妥当と認め、案のとおり意見書を県へ提出したいと考えますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

中山委員

ただ今の説明に関して、地区担当委員として補足説明を行います。

事務局と26日やったかな、現地を見に行きました。現地の状況は畑のように見受けられましたが、地目は雑種地で、隣の耕作者の許可も得ている、面積もそれほど広い面積ではない、ということから妥当でないかと思いました。審議よろしく願いします。

議長

以上で説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は挙手の上、指名を受けてからお願いします。

横山委員

あまり、大きい面積ではないということで、他に影響はないかもしれませんが、事務局の方では、太陽光発電の、どうか、害になるような、そんなことについては、調べたことはないですか。

事務局  
(中山)

営農についての害ということですかね、調べてみたことはないんですけども、太陽光発電の関係で、たとえば、転用申請とか、非農地後、太陽光発電を計画しているといった場合は、現地確認を行う際に、周辺農地に与える影響がないかどうかということは、担当地区の委員さんに相談いたしまして、影響がないと確認された上で、農業委員会で承認頂いておりますので、それ以上のことはできていないといったところです。

横山委員

以前ほど申請はなくなっちはきょうけど、当時は、少ない面積やけん良いがやないろうかというて許可もして来たがですが、これ、まあ、なし崩し的に、どんどん

そういう許可を出した場合で、もし広がった時になんか・・・大岐の問題があつて、大岐のなんか、海面温度が上がるとかどうかいかがで、色々と漁師の人の大反対があつたやいか。そんなことで、なんか、ちつとは調べてみる必要もあるがやないろうかと思つて質問させてもろうたがですがね。

事務局  
(中山)

また、情報収集は必要だと思いますので、そういった事例があるかどうかは、事務局の方でも調べてみたいと思いますし、非農地はともかくとしまして、転用申請に付きましては、農地区分で、たとえば、一定以上面積のある集団的農地については、原則転用できないとか、そういう、農地法上の制限も掛かってきますので、それに則つて審議をすれば、周辺農地に与える影響は少なくなるのかな、とは思っています。

橘委員

あの、ここで問題の農地に関しては、かまいませんが、今言われたみたいに、漁船に対して眩しいだとか、漁港に入ってくるときに。農業委員会としての審議は、ここでしたら良いけど、他に与える影響というのは、許可した後に出てきた場合はどうなりますか。まあ、ここでは農地としてだけですけど。

事務局  
(中山)

あの、事務局としましては、あくまでもここは、農地法上で許可ができるかどうかを審議するところでして、たとえば、発電設備を設置するとか、ある一定以上の規模になりましたら、各自治体で条例を定めているところもありますし、あの、一律に決まったものというのはいないんですけれども、たとえば各自治体の条例とか、そういったものによって、一定制限は掛かるとは思うんですけれども、実際、発電施設が建ちだした、わりと最近のことなので、長期的に与える影響というのがまり分かってない中で、条例とかも、後追いになっている状態だと思いますので、今後、影響が出るとか出ないとかは、正直、不透明なところもあまりないので、そこは、注視しながらということになってくるとは思いますけど、具体的に、農業委員会で出来ることとしたら、農地法に基づいた適正な判断をする、ということかなとす。また、事務局も勉強は続けていきたいと思つていますので、つどつど情報提供をさせて頂きたいと思つています。

中山委員

あの、去年の9月の幡多地区の農業委員会の会のときに、宿毛の農業委員から、まあ、許可は全部取つて、近隣の農地の許可も取つて、太陽光をやつたけど、高い太陽光の設備をやられて、日が当たらんけん家のところは、高い物を作ると、そうした場合、隣の人の影になるとか、迷惑になる場合があるけん、その辺は十分気をつけて、審議をせないかん、したらどうやろうか、という案がありました。そういうことも、僕も会に行つちよつたけん、そこら辺りも考えて、今回の場合は、一番沖のまあ、他人に迷惑を掛けんように、高い施設でないか、色々考慮を入れて検討したがですが、本当は隣の人の許可を得られちようと。隣の人の許可を得られてなければ、申請を却下したいなと思つてもありましたけど、今回の場合

は遠くに住んで、ここだけの土地にまあどうか、遊ばしように太陽光をやってみたいと、面積もそれほどではなかったのに、審議してみる必要があるかなという判断から許可したらどうかと思うがです。

議長 他にありませんか。

山本委員 すみません、私も今、先程言われたように、私も思っているんですけど、まあ、何年かして、何十年かして太陽光が使えなくなった時に、そのままにするのか、それとも、除けてもらうのか。そこまでをお願いして、申請許可とかにした方が良くと思うがですけども、どうなんだろうかね、そのままにされたら、それ以上何をする事もできないので、土佐清水市としても、なんていうか環境的にも良くないと思うし、今からは、作るにしても、使えなくなった時にすごく、お金が要ると思うんですよ。なので、それがちゃんとできる人に許可を与える。ということは無理でしょうかね。

事務局 (中山) はい、今の件でしたら、一時的な、何年かという区切った申請をすることは可能なんですけど、期間を定めて所有権の移転ではなく貸借で、一定期間ということは可能なんですけど、撤去の費用までを見越した上で、転用許可を出すことができるのかどうか。ちょっと難しいのではないかなと思うんですけど、またちょっと調べてみます。

弘田委員 ばかげたことかもしれんけど、太陽光は大体何年ぐらいのものですか。

事務局 (岡田) 太陽光は、20年とかいう話もあるんですが、ただ、台風とかで割れたりして取替えとかということもあるでしょうが、それくらいはもつという話があります。ただですね、一律かどうかというと潮風をいっぱいあびるところと、山の中では変わってくると思うがですけど。

議長 他にないですかね。

ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。推進委員より本件に対して異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 ないようですので、これより採決に移ります。  
議案第4号 農地法第5条の申請に掛かる意見の審議についてをお諮りします。  
議案のとおり意見書を提出する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手多数でありますので、意見書を提出することにいたします。

次に、議案第5号 非農地証明の審議について 事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

はい、それでは、議案第5号 非農地証明の審議について①の説明をいたします。議案書の24ページをお願いします。申請番号23番については現在調査中となっており、載せておりません。次月以降に議案提出いたします。

それでは申請番号24番についてご説明いたします。

申請人の住所氏名及び土地の所在は地番は記載のとおりです。登記地目は畑、面積は79㎡です。申請日は平成31年3月19日で、中山会長と共に現地確認を行っております。

24ページ下の位置図を見ていただきますと、申請地は、足摺岬小学校から南に入ったところに位置しております。右の写真で申請地の区画を示しております。申請地は、昭和40年頃から宗田節の加工場敷地として利用されてきましたが、現在は建物を取り壊し、資材置き場として使用されています。現状は舗装されており、今後の農地としての利用は困難であると思われま。

次の25ページが現況の写真です。ご覧のとおりで、写真では分かりづらいですが舗装もされており、区画も狭く今後農地としての活用も見込めないとの判断です。

続きまして、非農地証明の審議について② 議案書の26ページをお願いします。

申請番号25番。申請人の住所氏名及び所在地番は記載のとおりです。登記地目は田、面積は418㎡です。申請日は平成31年3月20日です。中山会長と共に現地確認を行いました。

26ページの下の方の位置図をご覧ください。申請地は清水高校のすぐ近くの川沿いに位置しております。右の写真で区画を示しております。

次の27ページが現況の写真です。申請地は、水田として35年ほど前までは耕作されていましたが、水が来なくなったため耕作放棄し、現在に至っております。現況は周囲の高さに合わせて埋め立てられており、機械の進入もできません。周辺も市街化しており、今後農地としての利用は困難であると思われま。

以上、それぞれ市の非農地基準に照らしても、非農地証明の交付は妥当であると判断しますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

中山委員

えー、事務局と現地確認に行ってきました。んーと、足摺のところは土地が舗装されており、家の基礎らしいものも見えておりましたので、農地への復旧は面積も小さいため困難じゃないかなと思います。

もう1件の加久見の件は、清水高校の橋の高校に向かって右側にあります。周囲2方に水路が通り、水は供給されておりましたが、排水用の水路が2本通って

おります。入るところもなく、所有者も先々月に亡くなりましたが、弟が草刈りをして近隣に迷惑を掛けんようにしておりましたが、最近亡くなりましたので、この方相続するわけですが、畑としても田んぼとしても作るのは困難じゃないかなと思います。審議よろしくをお願いします

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は挙手の上、指名を受けてからお願いします。

横山委員 会長が現地確認した中で、農地として利用が困難と判断したのであれば、それでえいがやないですか。

議長 そうですか。他にありませんか。

ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。推進委員より本件について異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 ないようですので、これより採決に移ります。  
議案第5号 非農地証明の審議について をお諮りします。  
議案のとおり非農地証明を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。よって本件は議案の通り可決といたします。

事務局 (中山) すみません。1番と2番を分けて書いていたので、今回の分は2件とも承認をいただいたと言うことかまいませんか。

委員 はい。

議長 はい、それでは、議案第6号 その他の件について

次回開催日について  
次回開催日は、平成31年5月9日(木)  
土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

その他、何かありませんか。

ないようですので、これで定例総会を閉会します。ありがとうございました。